

朝霞第八小学校 保護者と先生の会 会則

1.会の名前と事務局

- (1)この会は、朝霞市立朝霞第八小学校「保護者と先生の会」とする。
- (2)この会は、事務局を同小学校におく。(所在地:朝霞市栄町5丁目1-41)

2.会の目的と活動

- (1)児童憲章にのっとり、子どもと教育をよくするため保護者と先生が協力しあい、学級、学年、学校の集まりを通して子育ての学習をする。
- (2)保護者と先生が、様々な活動を通して交流と親睦を図る。
- (3)家庭と学校と連絡をとり、広報活動や子ども達の安全と教育環境をよくする活動をする。

3.会の方針

- (1)この会は、教育基本法の精神を尊重する民主的な任意団体として活動する。
- (2)この会は、他の教育団体と協力しあう。
- (3)この会は、特定の政治団体、宗教にかたよることなく、また営利を目的とするようなことはしない。

4.会員

会員は、本校児童の保護者と先生とする。

5.会費と会計

- (1)この会の会員は、年間、会費800円・互助会費100円、計900円を5月末までに納める。
- (2)転入生の会費は、5月末までに入会した方は全額、6月1日以降に入会した方は月割で計算し、残り月分を納める。
- (3)この会の会計は4月より翌年3月末までとし、予算、決算は総会にはかる。
- (4)会計監査委員を2名おく。
- (5)会計とは別に、7.に定める代表委員会の決議により、特定の目的ごとに特別会計を設けることができる。特別会計は、設置された目的のみに使用される。
- (6)特別会計の目的を変更または特別会計を解消する場合には、会員総会において決議する。解消の際の残高、債権、債務については、次年度の会計に繰り入れる。また、その目的が消滅した場合には、総会に報告の上、自動的に次年度の会計に繰り入れるものとする。
- (7)特別会計の会計年度は、会計と同じとする。また、予算、決算も同様に総会にはかる。
- (8)特別会計は、その残高の3分の1または10万円のどちらか少ない金額を年度内総額の上限として、会計に繰り入れることができる。
- (9)特別会計を会計に繰り入れる場合には、その用途を明確にした上で、8.に定める代表委員会の総意を以て決定する。また、それを示す議事録を作成し、保管するものとする。

6.会の運営

この会は、次のような集まりをもつことができる。

- (1)定期総会
- (2)定期代表委員会
- (3)臨時代表委員会

- (4)活動のために必要な会議・打ち合わせなど
- (5)各種サークル活動—会員の希望を募って行う

7.代表委員会

- (1)代表委員会は、会長、副会長、書記、会計、その他必要な委員と先生の代表により構成する。
- (2)代表委員会は、この会の計画、立案などの会に必要なことを行う。
- (3)代表委員会は、この会の会務や会計の処理を行う。

8.会員総会

- (1)全体にかかわることは、会員総会で決める。
- (2)定期総会では、会の前年度の事業の承認、決算の承認、新年度の各委員の承認、新年度の計画の承認、予算案の承認を行う。
- (3)その他、会則の改正など必要なことを行う。
- (4)必要なときには、臨時総会を開くことができる。
- (5)会員総会は、会員の3分の1以上の出席で成立する。

9.会の委員および役員の選出方法

- (1)代表委員は、各学年から2~3名(会長・副会長を含めて計20名~30名)を、前年度中に立候補・推薦で選出する。代表委員内で、会長、副会長、書記、会計、その他必要な活動担当を調整する。
- (2)副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はこれを代行する。
- (3)地域・安全活動、広報活動、学校美化活動、リサイクル活動、文化教養活動は、代表委員がその都度、募集を募る。

10.サークル活動

- (1)この会の会員は、いつでも任意にサークルを作ることができる。
- (2)サークルの結成・解散時には、代表委員会に届け出る。

11.香典

香典費から1件につき3,000円の香典を支出する。支給の範囲は、次のとおりとする。

- (1)保護者と児童
- (2)先生と先生の配偶者、子
- (3)上記の他、代表委員会で必要と判断した場合

<付則>

- (1)この会の運営は、しおりによる。
- (2)平成2年4月1日より実施する。(設立年月日)
- (3)天災地変、疫病の蔓延、暴動、その他の不可抗力の事象においては、その状況が好転するまで、この会の活動を停止する。